

京都市告示第 379 号

京都市水路等管理条例第 2 条の規定に基づき農業用水路等を次のように指定します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 21 年 12 月 24 日

京都市長 門川 大作

(指定水路)

整理番号	路線名	起 終	点 点
1	大枝水0184号	西京区大枝沓掛町131-3 西京区大枝沓掛町62	

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)